



まつえファミリーサポートセンター 利用料金助成制度



令和6年4月作成

まつえファミリーサポートセンター※を利用した方へ
利用料金を助成します。

※ファミリーサポートセンターとは、「子育ての手伝いをしたい」「子育ての手助けをしてほしい」という人たちが
会員となり子どものお世話のお手伝いを行うシステムです。

助成の対象となる方（おねがい会員）

サポート利用時に次の両方を満たす方が対象となります。

- ① 生活保護世帯、市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯である。
- ② 松江市に住民登録をしている。



助成の対象となる費用

まつえファミリーサポートセンターを利用した際に支払った利用料で、40時間分までを上限とします。
(交通費、ミルク代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル料は対象外です)

助成額

生活保護世帯、市町村民税非課税世帯：対象となる費用の全額

ひとり親世帯：対象となる費用の半額

申請書類の提出

対象となる「おねがい会員」は、
次の1～3の書類をそろえて、松江市こども家庭支援課に提出してください。

1. 利用支援補助金交付申請書兼請求書
2. 利用時に受け取る「まつえファミリーサポートセンター援助活動の報告」(補助申請する対象分)
3. 対象世帯であることの証明書
 - ・生活保護世帯:生活保護受給の証明書
 - ・市町村民税非課税世帯:市町村民税が非課税である世帯と分かる証明書
(非課税の証明書は、松江市に住所があり市で確認することに同意いただいた場合は省略可)
 - ・ひとり親世帯:児童扶養手当受給者証又は戸籍謄本

申請期限

まつえファミリーサポートセンターを利用した年度の3月31日まで

補助金の振り込み

松江市が補助金の交付を決定してから1か月以内に指定された口座に振り込みます。

お問い合わせ先

松江市こども家庭支援課
家庭支援係 ☎(0852)60-8141

〒690-0045
松江市乃白町32-2
(松江市保健福祉総合センター内)